

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方

No	項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応内訳
1	計画全体	各節の各基本施策の前に【防犯】【再犯防止】【犯罪被害者等支援】について施策を実施する上での基本的な考え方について記載すべきと思います。 （各節の趣旨、目指すべき姿等について市民、事業者、行政が共通認識を持つことが大切） 例えば第1節では以下のような『時機を得た様々な情報提供を行うことで、市民自らの防犯意識を高めると共に、防犯のための環境整備を推進し、高齢者、子ども、女性等への犯罪抑止に取組みます。』	各節の基本施策ごとに、施策を実施する上での基本的な考え方を記載していますので、原案どおりといたします。	対応2（既記載）
2	計画全体	計画全体を通して、若年層や高齢者が犯罪に加担しないような点について記載すべきと思います。そのために若年層、高齢者に対する教育・啓発の推進や相談体制、見守り支援体制整備が必要だと思います。 （闇バイトや電話でお金詐欺について、最近では若年層や高齢者が加害者にもなっている状況を考慮する必要がある）	若年層や高齢者等に対しては特に配慮が必要であることから、基本施策として位置づけ、教育・啓発等に取り組むこととしております。 また、ご提案の通り犯罪に加担しない、させない事が重要であることから、「P28基本施策3（1）」の表現を修正いたします。	対応1（補足修正）
3	防犯	P8 第2章_1_(2)_ア_(エ) （I）飲酒運転の被害について 現状 交通事故には、飲酒運転だけではなく、猛速度違反や携帯電話のながら運転等無謀な運転による事故も多いので、まず、交通事故全体の状況について記載した後に、「特に、飲酒運転による事故は～」と挙げたらどうか。	ご意見を踏まえ、交通事故の状況について追記いたします。	対応1（補足修正）
4	防犯	P8 第2章_1_(2)_ア P23 第4章_2_第1節_基本施策1 （I）飲酒運転の被害について 飲酒運転の被害に関する現状・課題認識について賛同いたします。課題中に「社会全体での意識改革が必要です。」との記載がありますが、令和5年の道路交通法の改正により、自転車についても酒気帯び運転の罰則が法定化されたことから、P23における「飲酒運転の根絶に向けた啓発情報の発信」については、自動車の運転者等はもちろん、自転車の運転等にも、これまで以上の啓発を行うことが重要と考えます。	ご指摘のとおり、自転車も含めた車両全般に対して啓発を行ってまいります。	対応4（事業参考）
5	防犯	P26 第4章_2_第1節_基本施策2 （2）犯罪につながる空家の抑制 空き家対策の基本方針を掲載するよりも具体的な取組を記載すべきと思います。 「管理不全空家等、特定空家等になる前の段階での除却の促進」 「老朽危険空家等除却補助」「老朽空き家除却補助」「空き家のリフォーム補助」等	ご意見を踏まえ、具体的な取組を記載いたします。	対応1（補足修正）
6	防犯	P28 第4章_2_第1節_基本施策3 高齢者・子ども・女性等への犯罪抑止について 『これらの人々は犯罪の標的になりやすいため』とあり、被害者にならない視点で記載してあります 加えて【加害者とならないための視点】での記載も必要と思います。	ご提案の通り犯罪に加担しない、させない事が重要であることから、「P28基本施策3（1）」の表現を修正いたします。	対応1（補足修正）

7	防犯	P32 第4章_2_第1節_基本施策3_(5)_ア ア 配偶者等からの暴力・暴言等に関する相談、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置等について市営住宅の目的外使用についても記載すべきと思います。	ご意見を踏まえ、主な取組の支援項目に「市営住宅の入居に関する相談（市営住宅課）」を追記いたします。	対応1（補足修正）
8	再犯防止	P36 第4章_2_第2節_基本施策2 【主な取組】 ウ 就労及び住居の確保などに関する支援について以下の取組を追記すべきと思います。 熊本市居住支援協議会による刑余者への居住支援（住宅政策課）	ご意見を踏まえ、「熊本市居住支援協議会」による取組を追記いたします。	対応1（補足修正）
9	犯罪被害者等支援	P16 第2章_1_(2)_ウ ウ 犯罪被害者等支援（ア）二次被害の状況について現状 犯罪被害については、まず、直接的被害についての記載が必要と思われる。 「犯罪被害者の多くは、身体的・精神的に深く傷ついて長期にわたり苦しみます。また、直接的被害に加え、誹謗中傷による～」と追記してほしい。	ご意見を踏まえ、「身体的・精神的に深く傷ついて～」を追記いたします。	対応1（補足修正）
10	犯罪被害者等支援	P43 第4章_2_第3節_基本施策1 (3) 住居確保に関する支援の【主な取組】にも熊本市居住支援協議会による刑余者への居住支援（住宅政策課）（再掲）	ご意見を踏まえ、「熊本市居住支援協議会」による取組を追記いたします。	対応1（補足修正）
11	犯罪被害者等支援	P44 第4章_2_第3節_基本施策2 市民・事業者等への理解促進 支援の必要性を理解してもらうために、「犯罪被害者への支援を実施するには、犯罪被害者等が必要な支援を受け、一日でも早く穏やかな生活を取り戻すためには、周囲の人の正しい理解が～」と修正してほしい。	ご意見を踏まえ、「犯罪被害者等が必要な支援を受け、～」に修正いたします。	対応1（補足修正）
12	犯罪被害者等支援	P47 第4章_2_第3節_基本施策3 (3) くまもと被害者支援センターへの活動支援 3行目 「当該団体は、犯罪被害者等早期援助団体に指定されており、～」とあるが、「犯罪被害者等早期援助団体」について、用語解説を付けてほしい。	ご意見を踏まえ、「用語解説」に追記いたします。	対応1（補足修正）
13	付属資料	P58 付属資料 関連一般施策 80 国民健康保険の第三者行為による傷害届 当該記載内容は、国民健康保険法第64条（損害賠償請求権）に基づく国民健康保険法施行規則第32条の6の第三者行為の届出の説明であるが、施策になっていないと考えます（施策例：もし当該制度が市民に十分周知されていないと認識されているのであれば、市から世帯主に対して積極的な啓発活動を行う等）。	ご意見を踏まえ、本市の行っている周知・啓発に関する取組として修正いたします。	対応1（補足修正）
14	付属資料	P58 付属資料の関連一般施策 84 空家対策課の取組内容 26ページについての意見を反映し、具体的な施策を記載すべきと思います。	ご意見を踏まえ、具体的な施策名に変更いたします。	対応1（補足修正）
15	付属資料	P74 用語解説 「熊本市居住支援協議会」を追加していただきたい。	ご意見を踏まえ、「熊本市居住支援協議会」を追記いたします。	対応1（補足修正）

5	<p>P36 第4章 2 第2節 基本施策2(1)</p> <p>イ <u>市営住宅</u> への入居支援</p> <p>市営住宅は、低額所得者や高齢者、障がい者など、真に住宅に困窮する世帯の居住の安定を図るためのセーフティネットの根幹としての役割を担っています。</p> <p>関係機関及び関係団体と連携し、住宅確保要配慮者³²等に対する支援につなげます。</p> <p>■ _____</p> <p>住宅確保要配慮者に対する支援（市営住宅課）</p> <p>■ 高齢者等への当選率優遇措置（市営住宅課）</p>	<p>イ <u>市営住宅等</u>への入居支援</p> <p>市営住宅は、低額所得者や高齢者、障がい者など、真に住宅に困窮する世帯の居住の安定を図るためのセーフティネットの根幹としての役割を担っています。</p> <p>関係機関及び関係団体と連携し、住宅確保要配慮者³²等に対する支援につなげます。</p> <p>■ 高齢者等への当選率優遇措置（市営住宅課）</p> <p>■ <u>熊本市居住支援協議会³³による</u>、住宅確保要配慮者に対する支援（住宅政策課）</p>
6	<p>P16 第2章_1_(2)_ウ(ア)</p> <p><u>現 状</u></p> <p>犯罪被害者等の多くは、 _____</p> <p>_____</p> <p>直接的な被害に加え、誹謗中傷等による心身の不調、休職や治療などによる経済的損失といった、時間経過に伴う二次的な被害にも苦しんでいます。</p>	<p><u>現 状</u></p> <p>犯罪被害者の多くは、<u>身体的・精神的に深く傷ついて長期にわたり苦しみます。また、</u>直接的な被害に加え、誹謗中傷による心身の不調、休職や治療などによる経済的損失といった、時間経過に伴う二次的な被害にも苦しんでいます。</p>
7	<p>P43 第4章_2_第3節_基本施策1(3)</p>	<p>(以下、記述の追加)</p> <p>【主な取組】</p> <p>イ 住宅確保要配慮者等に対する支援（住宅政策課）</p> <p>熊本市居住支援協議会により、住宅確保に課題を抱える方の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。</p>
8	<p>P44 第4章_2_第3節_基本施策2</p> <p>市民・事業者への理解促進</p> <p><u>犯罪被害者等への支援を実施するには、</u> _____</p> <p>_____ 周囲</p> <p>の人の正しい理解が重要となります。</p>	<p>市民・事業者への理解促進</p> <p><u>犯罪被害者等が必要な支援を受け、一日でも早く穏やかな生活を取り戻すためには、</u> 周囲</p> <p>の人の正しい理解が重要となります。</p>

9	<p>P47 第4章_2_第3節_基本施策3</p> <p>(3) くまもと被害者支援センターへの活動支援 当該団体は、犯罪被害者等早期援助団体_に指定されており、本市もくまもと被害者支援センターの行う活動を支援します。</p>	<p>(3) くまもと被害者支援センターへの活動支援 当該団体は、犯罪被害者等早期援助団体³⁸に指定されており、本市もくまもと被害者支援センターの行う活動を支援します。 (以下、記述の追加) 用語解説 38 犯罪被害者等早期援助団体</p>
10	<p>P58 付属資料 関連一般施策</p> <p>80 国民健康保険の第三者行為による傷病届 第三者から受けた傷害の治療について、加入している保険者（熊本市）に届出を行うことで国民健康保険を使い治療を受けることができます。 _____ _____ _____。</p>	<p>80 国民健康保険の第三者行為による傷病届の周知・啓発 第三者から受けた傷害の治療について、加入している保険者（熊本市）に届出を行うことで国民健康保険を使い治療を受けることができます。熊本市 HP への掲載や、勸奨通知の送付などを通して、適切に国民健康保険での治療を受けることができるよう周知・啓発に取り組んでいます。</p>
11	<p>P58 付属資料 関連一般施策</p> <p>取組名：84 空家等の所有者等への情報提供 内 容：倒壊の危険性、公衆衛生の悪化、景観の阻害等、多岐に亘る問題が発生し、地域住民の住環境に悪影響を及ぼすため対策として、空き家の適正管理を促します。</p>	<p>取組名：84 空家対策事業 内 容：老朽空き家除却補助・空き家バンク・空き家管理事業者紹介制度など、総合的な空家等対策を推進していきます。</p>
12	<p>P74 用語解説</p>	<p>(以下、記述の追加)</p> <p>用語解説 熊本市居住支援協議会 熊本市にお住まいの高齢者、障がい者、子育て世帯等といった住宅の確保に課題を抱える方（住宅確保要配慮者）の民間賃貸住宅への円滑な入居を実現することを目的に、福祉・不動産の関係団体および行政が協働して必要な支援策の協議を行う組織</p>